

「特別事態における授業」

〔岐阜市に暴風警報および特別警報が発表された場合〕

1. 登校時について

- (1) 通学路の安全が確保できない場合は、自宅待機を原則とする。
- (2) 「上記の警報」の有無にかかわらず、登校時において危険が予測される場合は、保護者の判断で自宅待機とする。その場合は、公欠扱いとする。

2. 生徒が登校する以前に「上記の警報」が発表されている場合 (月～土曜日)

- (1) 午前6時30分までに解除されたとき
[平常通りの授業]
- (2) 午前6時30分を過ぎても解除されていないとき
[登校しての授業は中止。午前9時30分よりオンライン時間割で遠隔授業を実施]

但し、(1)において次の場合、登校を控える。

- ・道路、橋の損壊などで危険なとき
- ・公共交通機関の停止のとき
- ・自宅の被害が著しいとき

〔オンライン時間割について〕 * S H Rは学級担任(副担任)がオンラインにより実施する。

S H R	9時30分	～	
第1時限	9時50分	～	10時30分
第2時限	10時40分	～	11時20分
第3時限	11時30分	～	12時10分
第4時限	12時20分	～	13時00分
昼休み	13時00分	～	13時40分
第5時限	13時40分	～	14時20分
第6時限	14時30分	～	15時10分
第7時限	15時20分	～	16時00分
S H R	16時10分	～	16時15分

* 土曜日は12時20分～12時25分にS H Rを実施
* 6時限は15時20分～15時25分にS H Rを実施

[居住地に暴風警報および特別警報が発表され、岐阜市には発表されていない場合]

1. 登校時について
 - (1) 通学路の安全が確保できない場合は、自宅待機を原則とする。
 - (2) 「上記の警報」の有無にかかわらず、登校時において危険が予測される場合は、保護者の判断で自宅待機とする。その場合は、公欠扱いとする。

2. 生徒が登校する以前に「上記の警報」が発表されている場合 (月～土曜日)
 - (1) 午前6時30分までに解除されたとき
[平常通り登校して授業に参加]
 - (2) 午前6時30分を過ぎても解除されていないとき
[登校しての授業参加は中止。学校で行われている通常授業を遠隔配信で受講]
但し、(1)において次の場合、登校を控える。
 - ・道路、橋の損壊などで危険なとき
 - ・公共交通機関の停止のとき
 - ・自宅の被害が著しいとき

[下校時に暴風警報および特別警報が発表されている場合]

1. 「暴風警報」および「特別警報」発表時、また、警報発表が予測される場合は、学校待機を原則とする。警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とするが、通学路ならびに公共交通機関の安全が確保できる場合は、生徒個々が保護者と連絡を取り帰宅する。
2. 自宅への到着確認は、「メルポコ」または「ロイロノート」を利用して行う。

[暴風警報および特別警報以外の特別事態の場合]

1. ストライキ・洪水・大雪等のため、交通機関が停止し、通学不能のときは、次の3項目に従う。
 - (1) 登校時、最寄りの公共交通機関が停止しているときは、「自宅待機」をする。
 - (2) 最寄りの公共交通機関が、月～金曜日は午前8時30分までに、土曜日は午前6時30分までに開通したときは、速やかに登校する。
 - (3) (2)の時刻を過ぎても、最寄りの公共交通機関が開通しないときは「自宅学習」をする。
なお、授業が遠隔配信されている場合は受講する。

2. 地震に関する情報が発表されたときには、次の通りとする。

(1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合は、原則として平常通り授業を行う。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」および「南海トラフ地震情報（巨大地震注意）」が発表された場合は、臨時休校とする。

①登校前であれば、自宅で巨大地震に備える。

②登校途中で発表を知ったのであれば、そこからすぐに帰宅する。

③在校中であれば、直ちに授業を中止し、下校する。

④自宅では、国や県、市町村のガイドラインに従って行動する。

(3) その後の、学校の再開や必要な情報については、学校のホームページで確認する。

<ホームページ <http://uguisu.acs3.mmrs.jp/>>